

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文
警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三款 刑事局(第二十一条 <u>第三十六条</u>)</p> <p>第四款 交通局(第三十七条 <u>第四十一条</u>)</p> <p>第五款 警備局(第四十二条 <u>第五十二条</u>)</p> <p>第六款 情報通信局(第五十三条 <u>第五十六条</u>)</p> <p>第七款 警察庁顧問(第五十七条)</p> <p>第二節 附属機関</p> <p>第一款 警察大学校(第五十八条 <u>第八十五条</u>)</p> <p>第二款 科学警察研究所(第八十六条 <u>第一百六条</u>)</p> <p>第三款 皇宮警察本部(第一百七条 <u>第一百二十六条</u>)</p> <p>第三節 地方機関</p> <p>第一款 管区警察局(第二百二十七条 <u>第一百五十三条</u>)</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三款 刑事局(第二十一条 <u>第三十七条</u>)</p> <p>第四款 交通局(第三十八条 <u>第四十二条</u>)</p> <p>第五款 警備局(第四十三条 <u>第五十二条</u>)</p> <p>第六款 情報通信局(第五十三条 <u>第五十五条</u>)</p> <p>第七款 警察庁顧問(第五十六条)</p> <p>第二節 附属機関</p> <p>第一款 警察大学校(第五十七条 <u>第八十三条</u>)</p> <p>第二款 科学警察研究所(第八十四条 <u>第一百四条</u>)</p> <p>第三款 皇宮警察本部(第一百五条 <u>第一百二十四条</u>)</p> <p>第三節 地方機関</p> <p>第一款 管区警察局(第二百二十五条 <u>第一百五十三条</u>)</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p>

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第三款 刑事局

(刑事指導室)

第二十一条 (略)

2 刑事指導室においては、令第二十二条第二号及び第四号に掲げる事務並びにこれらの事務に関し必要な刑事資料の調査、収集及び管理に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条の規定による合同委員会との連絡に関する事務をつかさどる。

3・4 (略)

(削る。)

(検視指導室)

第二十三条

1～4 (略)

(特殊事件捜査室)

第二十三条

1～4 (略)

(特殊詐欺対策室)

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第三款 刑事局

(刑事指導室)

第二十一条 (略)

2 刑事指導室においては、令第二十二条第二号、第四号及び第七号に掲げる事務並びにこれらの事務に関し必要な刑事資料の調査、収集及び管理に関する事務並びに同条第八号に掲げる事務のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条の規定による合同委員会との連絡に関する事務をつかさどる。

3・4 (略)

(情報分析支援室)

第二十二条 刑事局刑事企画課に、情報分析支援室を置く。

2 情報分析支援室においては、令第二十二条第五号及び第六号(令第二十条第一号、第二号、第四号及び第七号に掲げる事務に係るものを除く。)

に掲げる事務をつかさどる。

3 情報分析支援室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、情報分析支援室の事務を掌理する。

(検視指導室)

第二十三条

1～4 (略)

(特殊事件捜査室)

第二十四条

1～4 (略)

(特殊詐欺対策室)

第二十四条

1～4 (略)

(指紋鑑識官)

第二十五条 (略)

2 指紋鑑識官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務のうち指紋及び掌紋の管理及び運用並びにこれらの技術的研究に関する事務(次条第二項に規定する事務を除く。)を助ける。

(指紋鑑定指導官)

第二十六条 (略)

2 指紋鑑定指導官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務のうち指紋及び掌紋の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

(DNA型鑑識官)

第二十七条 (略)

2 DNA型鑑識官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務のうちDNA型に係る鑑識資料の管理及び運用並びにこれらの技術的研究に関する事務(次条第二項に規定する事務を除く。)を助ける。

(DNA型鑑定指導官)

第二十八条 (略)

2 DNA型鑑定指導官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務のうちDNA型に係る鑑識資料の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

(削る。)

第二十五条

1～4 (略)

(指紋鑑識官)

第二十六条 (略)

2 指紋鑑識官は、命を受け、令第二十五条第一号に掲げる事務のうち指紋及び掌紋の管理及び運用並びにこれらの技術的研究に関する事務(次条第二項に規定する事務を除く。)を助ける。

(指紋鑑定指導官)

第二十七条 (略)

2 指紋鑑定指導官は、命を受け、令第二十五条第一号に掲げる事務のうち指紋及び掌紋の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

(DNA型鑑識官)

第二十八条 (略)

2 DNA型鑑識官は、命を受け、令第二十五条第一号に掲げる事務のうちDNA型に係る鑑識資料の管理及び運用並びにこれらの技術的研究に関する事務(次条第二項に規定する事務を除く。)を助ける。

(DNA型鑑定指導官)

第二十九条 (略)

2 DNA型鑑定指導官は、命を受け、令第二十五条第一号に掲げる事務のうちDNA型に係る鑑識資料の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

(資料鑑識官)

第三十条 刑事局に、資料鑑識官一人を置く。

2 資料鑑識官は、命を受け、令第二十五条第一号に掲げる事務のうち鑑識資料(指紋及び掌紋並びにDNA型に係るものを除く。)の管理及び運用並びにこれらの技術的研究に関する事務(次条第二項に規定する事務を除く。)を助ける。

(資料鑑定指導官)

第二十九条 (略)

2 資料鑑定指導官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務のうち鑑識資料(指紋及び掌紋並びにDNA型に係るものを除く。)の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

(犯罪収益移転防止対策室)

第三十条 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、犯罪収益移転防止対策室を置く。

2 犯罪収益移転防止対策室においては、令第二十七条第七号に掲げる事務(総括分析官及び国際連携対策官の所掌に係るものを除く。)をつかさどる。

3 犯罪収益移転防止対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、犯罪収益移転防止対策室の事務を掌理する。

(犯罪組織情報官)

第三十一条 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、犯罪組織情報官一人を置く。

2 犯罪組織情報官は、命を受け、令第二十七条第四号に掲げる事務のうち組織犯罪の実行に係る組織に関する事務をつかさどる。

(総括分析官)

第三十二条 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、総括分析官一人を置く。

2 総括分析官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務のうち疑わしい取引に関する情報の分析及び提供に関する事務(国際連携対策官の所掌に係るものを除く。)をつかさどる。

(国際連携対策官)

第三十三条 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、国際連携対策官

(資料鑑定指導官)

第三十一条 (略)

2 資料鑑定指導官は、命を受け、令第二十五条第一号に掲げる事務のうち鑑識資料(指紋及び掌紋並びにDNA型に係るものを除く。)の鑑定及び検査に関する事務を助ける。

(新設)

(犯罪組織情報官)

第三十二条 刑事局組織犯罪対策部企画分析課に、犯罪組織情報官一人を置く。

2 犯罪組織情報官は、命を受け、令第二十六条第四号に掲げる事務のうち組織犯罪の実行に係る組織に関する事務をつかさどる。

(新設)

(新設)

一人を置く。

2 国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十三条の規定に関する事務に限る。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

（暴力団排除対策官）

第三十四条（略）

2 暴力団排除対策官は、命を受け、令第二十八条第二号に掲げる事務、同条第三号に掲げる事務（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十三条、第十四条、第二十八条及び第三十二条の三から第三十二条の十五までの規定に関する事務に限る。）及び令第二十八条第四号に掲げる事務をつかさどる。

（国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官）

第三十五条（略）

2 国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官は、命を受け、令第二十九条第一号及び第二号に掲げる事務のうち外国人により組織的に行われる不正取引に係る犯罪の取締りに関する事務並びに同条第三号に掲げる事務をつかさどる。

（国際組織犯罪対策官）

第三十六条（略）

2 国際組織犯罪対策官は、命を受け、令第三十条第二号に掲げる事務を助ける。

（削る。）

（暴力団排除対策官）

第三十三条（略）

2 暴力団排除対策官は、命を受け、令第二十七条第二号に掲げる事務、同条第三号に掲げる事務（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十三条、第十四条、第二十八条及び第三十二条の三から第三十二条の十五までの規定に関する事務に限る。）及び令第二十七条第四号に掲げる事務をつかさどる。

（国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官）

第三十四条（略）

2 国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官は、命を受け、令第二十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち外国人により組織的に行われる不正取引に係る犯罪の取締りに関する事務並びに同条第三号に掲げる事務をつかさどる。

（国際組織犯罪対策官）

第三十五条（略）

2 国際組織犯罪対策官は、命を受け、令第二十九条第二号に掲げる事務を助ける。

（総括分析官）

第三十六条 刑事局組織犯罪対策部に、総括分析官一人を置く。

2 総括分析官は、命を受け、令第三十条第一号に掲げる事務のうち疑わしい取引に関する情報の分析及び提供に関する事務（次条第二項に規定する

(削る。)

第四款 交通局

(交通安全企画官)

第三十七条 (略)

2 交通安全企画官は、命を受け、令第三十二条第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十三号(令第三十二条第四号及び第五号に掲げる事務に係るものに限る。)に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(高速道路管理室)

第三十八条

1～4 (略)

(交通事故事件捜査指導室)

第三十九条

1～4 (略)

(交通管制技術室)

第四十条

1～4 (略)

(外国人運転者対策官)

第四十一条

1・2 (略)

事務を除く。)を助ける。

(国際連携対策官)

第三十七条 刑事局組織犯罪対策部に、国際連携対策官一人を置く。

2 国際連携対策官は、命を受け、令第三十条第一号に掲げる事務(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十三条の規定に関する事務に限る。)及び同条第二号に掲げる事務を助ける。

第四款 交通局

(交通安全企画官)

第三十八条 (略)

2 交通安全企画官は、命を受け、令第三十二条第五号、第七号、第九号、第十号及び第十三号(令第三十二条第五号に掲げる事務に係るものに限る。)に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(高速道路管理室)

第三十九条

1～4 (略)

(交通事故事件捜査指導室)

第四十条

1～4 (略)

(交通管制技術室)

第四十一条

1～4 (略)

(外国人運転者対策官)

第四十二条

1・2 (略)

第五款 警備局

(画像情報分析室)

第四十二条

1～4 (略)

(サイバー攻撃対策官)

第四十三条

1～2 (略)

(警備情報対策室)

第四十四条

1～4 (略)

(災害対策室)

第四十五条

1～4 (略)

(特殊警備対策官)

第四十六条

1・2 (略)

(警衛室)

第四十七条

1～4 (略)

(警護室)

第四十八条

1～4 (略)

(外事技術調査室)

第四十九条

2 外事技術調査室においては、令第四十条に掲げる事務のうち技術的事項

第五款 警備局

(画像情報分析室)

第四十三条

1～4 (略)

(サイバー攻撃対策官)

第四十四条

1～2 (略)

(警備情報対策室)

第四十五条

1～4 (略)

(災害対策室)

第四十六条

1～4 (略)

(特殊警備対策官)

第四十七条

1・2 (略)

(警衛室)

第四十八条

1～4 (略)

(警護室)

第四十九条

1～4 (略)

(新設)

に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

3 | 外事技術調査室に、室長を置く。

4 | 室長は、命を受け、外事技術調査室の事務を掌理する。

(外事特殊事案対策官)

第五十条 警備局外事情報部外事課に、外事特殊事案対策官一人を置く。

2 | 外事特殊事案対策官は、命を受け、令第四十条第一号、第二号八及び第三号に掲げる事務のうち国外に在る日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案への対処に関する事務をつかさどる。

(不正輸出対策官)

第五十一条 (略)

(削る。)

第六款 情報通信局

(高度情報技術解析センター)

第五十五条 情報通信局情報技術解析課に、高度情報技術解析センターを置く。

2 | 高度情報技術解析センターにおいては、令第四十六条の事務のうち次に掲げるもの(サイバーテロ対策技術室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 犯罪の取締りのための情報技術の解析の実施に関すること。

(新設)

(不正輸出対策官)

第五十条 (略)

(外事技術調査室)

第五十一条 警備局外事情報部外事課に、外事技術調査室を置く。

2 | 外事技術調査室においては、令第四十条に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

3 | 外事技術調査室に、室長を置く。

4 | 室長は、命を受け、外事技術調査室の事務を掌理する。

第六款 情報通信局

(新設)

二 犯罪の取締りのための情報技術の解析で高度な技術を要するものに必要な技術的手法の開発に関すること。

三 高度情報技術解析センターに、所長を置く。

四 所長は、命を受け、高度情報技術解析センターの事務を掌理する。

(サイバーテロ対策技術室)

第五十六条

1 3 (略)

第七款 警察庁顧問

(警察庁顧問)

第五十七条

1 3 (略)

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

(警察大学校の位置)

第五十八条 (略)

(警察大学校長)

第五十九条 (略)

(副校長等)

第六十条

1 5 (略)

(部)

第六十一条

1 3 (略)

(教務部の分課)

(サイバーテロ対策技術室)

第五十五条

1 4 (略)

第七款 警察庁顧問

(警察庁顧問)

第五十六条

1 3 (略)

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

(警察大学校の位置)

第五十七条 (略)

(警察大学校長)

第五十八条 (略)

(副校長等)

第五十九条

1 5 (略)

(部)

第六十条

1 3 (略)

(教務部の分課)

第六十二条 (略)

(庶務課)

第六十三条 (略)

(会計課)

第六十四条 (略)

(教務課)

第六十五条 (略)

(警務教養部の所掌事務)

第六十六条 (略)

(生活安全教養部の所掌事務)

第六十七条 (略)

(地域教養部の所掌事務)

第六十八条 (略)

(刑事教養部の所掌事務)

第六十九条 (略)

(組織犯罪対策教養部の所掌事務)

第七十条 (略)

(交通教養部の所掌事務)

第七十一条 (略)

(警備教養部の所掌事務)

第七十二条 (略)

(教官教養部の所掌事務)

第七十三条 (略)

(術科教養部の所掌事務)

第七十四条 (略)

(顧問)

第六十一条 (略)

(庶務課)

第六十二条 (略)

(会計課)

第六十三条 (略)

(教務課)

第六十四条 (略)

(警務教養部の所掌事務)

第六十五条 (略)

(生活安全教養部の所掌事務)

第六十六条 (略)

(地域教養部の所掌事務)

第六十七条 (略)

(刑事教養部の所掌事務)

第六十八条 (略)

(組織犯罪対策教養部の所掌事務)

第六十九条 (略)

(交通教養部の所掌事務)

第七十条 (略)

(警備教養部の所掌事務)

第七十一条 (略)

(教官教養部の所掌事務)

第七十二条 (略)

(術科教養部の所掌事務)

第七十三条 (略)

(顧問)

第七十五条

1～5 (略)

(名誉教授)

第七十六条 (略)

(特別捜査幹部研修所)

第七十七条

1～7 (略)

(国際警察センター)

第七十八条

1～9 (略)

(財務捜査研修センター)

第七十九条

1～7 (略)

(取調べ技術総合研究・研修センター)

第八十条

1～7 (略)

(警察政策研究センター)

第八十一条

1～9 (略)

(警察情報通信研究センター)

第八十二条 (略)

2 警察情報通信研究センターにおいては、警察に関する情報通信に関する研究に関する事務(サイバーセキュリティ研究・研修センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3～9 (略)

(サイバーセキュリティ研究・研修センター)

第七十四条

1～5 (略)

(名誉教授)

第七十五条 (略)

(特別捜査幹部研修所)

第七十六条

1～7 (略)

(国際警察センター)

第七十七条

1～9 (略)

(財務捜査研修センター)

第七十八条

1～7 (略)

(取調べ技術総合研究・研修センター)

第七十九条

1～7 (略)

(警察政策研究センター)

第八十条

1～9 (略)

(警察情報通信研究センター)

第八十一条 (略)

2 警察情報通信研究センターにおいては、警察に関する情報通信に関する研究に関する事務をつかさどる。

3～9 (略)

(新設)

第八十三条 警察大学校に、サイバーセキュリティ研究・研修センターを置く。

2 サイバーセキュリティ研究・研修センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する研究に關すること。

二 警察職員に対する高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに關する専門的な知識及び技術に關する學術の研修並びにこれに必要な調査研究に關すること。

3 サイバーセキュリティ研究・研修センターに、所長を置く。

4 所長は、警察大学校長の命を受け、サイバーセキュリティ研究・研修センターの事務を處理する。

5 サイバーセキュリティ研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

6 教授は、研究及び警察職員の研究の指導に従事し、並びに学生の研修に當たる。

7 助教授は、教授の職務を助ける。

8 サイバーセキュリティ研究・研修センターに、研修室を置く。

9 この条に定めるもののほか、サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。

(附属警察情報通信学校)

第八十四条

1～7 (略)

(部)

第八十五条

1～7 (略)

(附属警察情報通信学校)

第八十二条

1～7 (略)

(部)

第八十三条

1～7 (略)

第二款 科学警察研究所

(科学警察研究所の位置)

第八十六条 (略)

(科学警察研究所長)

第八十七条 (略)

(副所長)

第八十八条 (略)

1・2 (略)

(研究調整官)

第八十九条

1・2 (略)

(部)

第九十条

1・3 (略)

(研究室)

第九十一条

1・2 (略)

(主任研究官)

第九十二条

1・2 (略)

(総務部の分課)

第九十三条 (略)

(総務課)

第九十四条 (略)

(会計課)

第九十五条 (略)

第二款 科学警察研究所

(科学警察研究所の位置)

第八十四条 (略)

(科学警察研究所長)

第八十五条 (略)

(副所長)

第八十六条 (略)

1・2 (略)

(研究調整官)

第八十七条

1・2 (略)

(部)

第八十八条

1・3 (略)

(研究室)

第八十九条

1・2 (略)

(主任研究官)

第九十条

1・2 (略)

(総務部の分課)

第九十一条 (略)

(総務課)

第九十二条 (略)

(会計課)

第九十三条 (略)

(法科学第一部の所掌事務)

第九十六条 (略)

(法科学第二部の所掌事務)

第九十七条 (略)

(法科学第三部の所掌事務)

第九十八条 (略)

(法科学第四部の所掌事務)

第九十九条 (略)

(犯罪行動科学部の所掌事務)

第一百条 (略)

(交通科学部の所掌事務)

第一百一条 (略)

(顧問)

第一百二条

1～5 (略)

(特別顧問)

第一百三一条 (略)

(特別研究員)

第一百四一条

1～4 (略)

(附属鑑定所)

第一百五一条 (略)

2 附属鑑定所は、第九十六条第二号、第九十七条第二号、第九十八条第二号及び第九十九条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

3～9 (略)

(法科学第一部の所掌事務)

第九十四条 (略)

(法科学第二部の所掌事務)

第九十五条 (略)

(法科学第三部の所掌事務)

第九十六条 (略)

(法科学第四部の所掌事務)

第九十七条 (略)

(犯罪行動科学部の所掌事務)

第九十八条 (略)

(交通科学部の所掌事務)

第九十九条 (略)

(顧問)

第一百条

1～5 (略)

(特別顧問)

第一百三一条 (略)

(特別研究員)

第一百四一条

1～4 (略)

(附属鑑定所)

第一百五一条 (略)

2 附属鑑定所は、第九十四条第二号、第九十五条第二号、第九十六条第二号及び第九十七条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

3～9 (略)

(法科学研究所)

第百六条

1～8 (略)

第三款 皇宮警察本部

(皇宮警察本部の位置)

第百七条 (略)

(皇宮警察本部長)

第百八条 (略)

(副本部長)

第百九条

1・2 (略)

(皇宮警察本部の内部組織)

第百十条

1・2 (略)

(部長)

第百十一条

1・2 (略)

(警務課)

第百十二条 (略)

(企画監察課)

第百十三条 (略)

(教養課)

第百十四条 (略)

(会計課)

第百十五条 (略)

(法科学研究所)

第百四条

1～8 (略)

第三款 皇宮警察本部

(皇宮警察本部の位置)

第百五条 (略)

(皇宮警察本部長)

第百六条 (略)

(副本部長)

第百七条

1・2 (略)

(皇宮警察本部の内部組織)

第百八条

1・2 (略)

(部長)

第百九条

1・2 (略)

(警務課)

第百十条 (略)

(企画監察課)

第百十一条 (略)

(教養課)

第百十二条 (略)

(会計課)

第百十三条 (略)

(厚生課)

第百十六条 (略)

(警備部の分課)

第百十七条 (略)

(警備第一課)

第百十八条 (略)

(警備第二課)

第百十九条 (略)

(護衛部の分課)

第百二十条 (略)

(護衛第一課)

第百二十一条 (略)

(護衛第二課)

第百二十二条 (略)

(護衛第三課)

第百二十三条 (略)

(侍衛官)

第百二十四条 (略)

(護衛署)

第百二十五条

1・2 (略)

(皇宮警察学校長)

第百二十六条 (略)

第三節 地方機関

第一款 管区警察局

(厚生課)

第百十四条 (略)

(警備部の分課)

第百十五条 (略)

(警備第一課)

第百十六条 (略)

(警備第二課)

第百十七条 (略)

(護衛部の分課)

第百十八条 (略)

(護衛第一課)

第百十九条 (略)

(護衛第二課)

第百二十条 (略)

(護衛第三課)

第百二十一条 (略)

(侍衛官)

第百二十二条 (略)

(護衛署)

第百二十三条

1・2 (略)

(皇宮警察学校長)

第百二十四条 (略)

第三節 地方機関

第一款 管区警察局

(管区警察局長総務監察部の分課)

第二百二十七条 関東管区警察局長、中部管区警察局長、近畿管区警察局長及び九州管区警察局長の総務監察部に、首席監察官一人を置くほか、次の三課を置く。

警務課

監察課

会計課

2 前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、関東管区警察局長総務監察部に、監察官三人及び会計監査官一人を、中部管区警察局長、近畿管区警察局長及び九州管区警察局長の総務監察部に、監察官二人及び会計監査官一人を置く。

(削る。)

(削る。)

(庶務部の分課)

第二百五十条 (略)

第二百五十一条 庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第六十三條及び第六十四條の規定を準用する。

(管区警察局長総務監察部の分課)

第二百五十五条 中部管区警察局長、近畿管区警察局長及び九州管区警察局長の総務監察部に、首席監察官一人を置くほか、次の三課並びに監察官二人及び会計監査官一人を置く。

警務課

監察課

会計課

(関東管区警察局長総務部の分課)

第二百二十六条 関東管区警察局長総務部に、次の二課及び会計監査官一人を置く。

警務課

会計課

(関東管区警察局長監察部の分課)

第二百二十七条 関東管区警察局長監察部に、首席監察官一人を置くほか、監察課及び監察官三人を置く。

(庶務部の分課)

第二百五十条 (略)

第二百五十一条 庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第六十二條及び第六十三條の規定を準用する。